

佐労福協発第20-24号

2020年4月30日

各 位

(一社) 佐賀県労働者福祉協議会

理 事 長 井手 雅彦

[公印省略]

労福協役職員の在宅勤務延長について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当協議会の活動に対しご支援、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染予防対策として当協議会は4月21日（火）から5月6日（水）までを在宅勤務としていましたが、佐賀県内で発生した二つのクラスター（集団感染）や連合佐賀の在宅勤務の延長を鑑み下記のとおり在宅勤務態勢を延長することとしました。

尚、対外的な対応や必須業務への対応等を考慮し、事務所全体として2名程度の出勤態勢とします。

皆様には大変にご迷惑をお掛けすることとなりますが、なにとぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

【在宅勤務延長対象期間】

2020年5月7日（木）より5月24日（日）までの期間とします。

但し、今後の政府及び県の要請内容や県内の感染状況（終息や拡大）により在宅勤務延長期間の短縮及び再延長もあり得ます。

※問い合わせ先

(一社) 佐賀県労働者福祉協議会

TEL 0952-32-1243

FAX 0952-32-1224

(江頭・川浪)

佐労福協発第20-25号

2020年5月1日

各 位

(一社) 佐賀県労働者福祉協議会

理 事 長 井手 雅彦

[公印省略]

労福協勤労者旅行会職員の在宅勤務延長について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当旅行会の活動に対しご支援、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染予防対策として当旅行会は4月21日（火）から5月6日（水）までを在宅勤務としていましたが、佐賀県内で発生した二つのクラスター（集団感染）や連合佐賀の在宅勤務の延長を鑑み下記のとおり在宅勤務態勢を延長することとしました。

尚、対外的な対応や必須業務への対応等を考慮し、当旅行会として1名程度の出勤態勢とします。

皆様には大変にご迷惑をお掛けすることとなりますが、なにとぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

【在宅勤務延長対象期間】

2020年5月7日（木）より5月24日（日）までの期間とします。

【在宅勤務対象時間】

09:00～17:30 現行と変更なし

但し、今後の政府及び県の要請内容や県内の感染状況（終息や拡大）により在宅勤務延長期間の短縮及び再延長もあり得ます。

※問い合わせ先

勤労者旅行会 松岡・小川・糸山

TEL: 0952-32-1243

FAX: 0952-32-1224